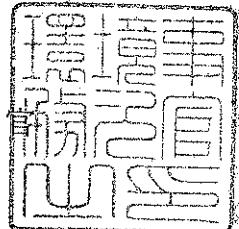


環保企発第 100430003 号
平成 22 年 4 月 30 日

熊本県知事 殿

環境事務次官



水俣病総合対策費補助金交付要綱の一部改正について

水俣病総合対策費補助金交付要綱（平成 4 年 4 月 30 日付け環保業第 227 号環境事務次官通知）の一部を下記のとおり改正し、平成 22 年 5 月 1 日から適用することとしたので通知する。

ただし、平成 22 年 5 月 1 日において改正前の要綱に基づく保健手帳の交付を受けている者に対しては、関係県知事が、救済措置対象者若しくは療養費対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付するまでの間又は関係県知事が、救済措置対象者若しくは療養費対象者としない旨を通知するまでの間は、従前の例により療養費等を支給する。

記

1. 第 2 条中「、健康診査等を実施するとともに」の次に「、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成 21 年法律第 81 号。以下「特措法」という。）等に基づき」を加える。
2. 第 3 条第 2 項を次のように改める。

二 医療事業

① 医療手帳対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覺障害を有すると認められ、医療手帳の交付を受けた者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当を支給する事業

②救済措置対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第5条の過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者（医療手帳対象者を除く。）と認められる者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当等を支給する事業

③療養費対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第6条の水俣病にも見られる神経症状を有すると認められる者（医療手帳対象者又は救済措置対象者を除く。）に対して、水俣病被害者手帳を交付し、療養費及びはり・きゅう施術・温泉療養費等を支給する事業

3. 別表1「申請者医療事業実施基準」第4条第3項中「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」を「診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）」に、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成22年厚生労働省告示第74号）」に改める。
4. 別表5を別添のとおり改める。
5. 様式及び別紙を別添のとおり改める。

環保業第227号
平成4年4月30日
環保企第159号
一部改正平成6年9月30日
環保企第13号
一部改正平成8年1月12日
環保企第370号
一部改正平成9年7月4日
環保企第29号
一部改正平成11年2月8日
環保企第80号
一部改正平成11年3月25日
環保企第315号
一部改正平成13年3月26日
環保企第327号
一部改正平成13年3月30日
環保企第288号
一部改正平成15年3月26日
環保企発第050331002号
一部改正平成17年3月31日
環保企発第050524004号
一部改正平成17年5月24日
環保企発第050725001号
一部改正平成17年7月25日
環保企発第050929003号
一部改正平成17年9月29日
環保企発第060201002号
一部改正平成18年2月2日
環保企発第060323003号
一部改正平成18年3月23日
環保企発第060925001号
一部改正平成18年9月25日
環保企発第070326011号
一部改正平成19年3月26日
環保企発第080328007号
一部改正平成20年3月28日
環保企発第080701006号
一部改正平成20年7月1日
環保企発第090327011号
一部改正平成21年3月27日
環保企発第100430003号
一部改正平成22年4月30日

水俣病総合対策費補助金交付要綱

(通則)

第1条 水俣病総合対策費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、水俣病発生地域において、過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に対し、健康診査等を実施するとともに、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。以下「特措法」という。）等に基づき、水俣病にもみられる一定の症状を有すると認められる者に対して療養費等を支給することにより、当該地域における健康上の問題の軽減・解消を図ること、公害に係る疾病等について医療の研究を行うこと及び検診に係る検診機器設備を整備することにより、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「補償法」という。）及び旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号。以下「旧救済法」という。）の規定に基づく水俣病の認定事務を円滑に行うこと並びに水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組及び地域の再生・融和を図る取組を行うことにより、水俣病発生地域の地域づくり対策を推進すること等を目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

一 健康管理事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が、水俣病発生地域において、通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性がある者に健康診査等の健康管理を行う事業

二 医療事業

①医療手帳対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覺障害を有すると認められ、医療手帳の交付を受けた者に対して、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費及び療養手当を支給する事業

②救済措置対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第5条の過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覺障害を有する者及び全身性の感覺障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覺障害を有する者に準ずる者（医療手帳対象者を除く。）と認められる者に対して、療養費、はり・きゅう施術・

温泉療養費及び療養手当等を支給する事業

③療養費対象者への支給事業

新潟県、熊本県及び鹿児島県が、特措法第6条の水俣病にも見られる神経症状を有すると認められる者（医療手帳対象者又は救済措置対象者を除く。）に対して、水俣病被害者手帳を交付し、療養費及びはり・きゅう施術・温泉療養費等を支給する事業

三 申請者医療事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が旧救済法及び補償法による水俣病認定申請者を対象に次に掲げる研究治療費等を支給する事業（以下「申請者医療事業」という。）

（一）別表1の申請者医療事業実施基準に定める研究治療費

（二）研究治療手当、離島手当、精密検診手当、研究治療介護手当、はり、きゅう、マッサージ施術費

四 公害医療事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が公害に係る疾病の医学上の研究（以下「公害医療事業」という。）を実施する事業

五 水俣病検診機器整備事業

新潟県、熊本県、鹿児島県及び新潟市が、水俣病の認定に係る処分を行うために実施する認定申請者に対する検診及び水俣病の認定業務の促進を図る調査研究等のための検診に必要な機器を整備する事業

六 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業

新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他環境大臣（以下「大臣」という。）が適当と認める者が実施する次に掲げる事業並びに市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業

（一）胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業

（二）高齢者等の在宅支援事業

（三）地域コミュニティ推進事業

地域の公民館等を活用して、当該施設を改修し、又は当該施設において必要な備品を設置する等により、水俣病被害者等を地域住民が支える活動や被害者等と地域住民の交流を推進する拠点を整備する事業

（四）福祉対策推進事業

水俣病相談窓口の設置、福祉関係事業者間のネットワークづくり及び水俣病患者等の福祉に関するセミナー等を行う事業

七 水俣病発生地域再生・融和推進事業

新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する次に掲げる事業並びに市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業

（一）慰靈・もやい直し推進事業

水俣病の犠牲者を慰靈し又は地域のもやい直しを図る事業

（二）地域間交流等推進事業

水俣病発生地域間の被害者の交流等を促進し、水俣病問題を普及啓発するための活動及び課題について情報交換を行うこと等により、次世代への水俣病問題の

正確な伝承を支援する事業

(三) 環境学習等推進事業

地域住民及び来訪者に対する環境教育及び水俣病問題の伝承等に取り組む人材の育成等を行う事業

(四) 次世代育成支援事業

水俣病発生地域の子どもたちに対して水俣病の実情、水俣病の経験を踏まえた環境保全活動への取組及び地域の再生・融和につながるもやい直しの活動等についての学習を行い、国内外に向けて水俣病の経験と教訓を語り継ぎ発信していく担い手として活動するための人材の育成を行う事業

(五) フィールドミュージアム事業

水俣病関連施設等の地域環境資源を活用して地域全体を環境フィールドミュージアム化することにより地域の再生・振興を図る事業

- 2 前項第1号及び第2号の事業の実施に関して必要な細目は、環境省総合環境政策局環境保健部長が別に定める実施要領によるものとする。
- 3 第1項第3号の事業の実施に関して必要な細目は別表1の申請者医療事業実施基準によるものとする。
- 4 第1項第6号(一)の事業の実施に関して必要な細目は別表2の胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業実施基準によるものとする。
- 5 第1項第6号(二)の事業の実施に関して必要な細目は別表3の高齢者等の在宅支援事業実施基準によるものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、前条第1項各号に掲げる事業に要する経費について、別表4の水俣病総合対策費補助金算定基準（以下「算定基準」という。）により算定した額とする。ただし、第10条第3号の規定による補助事業の変更があった場合には、当該申請に基づき大臣が承認した額とする。

(交付申請の手続)

第5条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を当該年度2月10日までに大臣に提出しなければならない。

(変更申請の手続)

第6条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、様式2による申請書を速やかに大臣に提出しなければならない。

(標準処理期間)

第7条 大臣は、第5条又は第6条に定める交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があったときは審査のうえ交付決定を行い、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の交付の決定の内容又は次条によりこれに付された条件に不服がある場合において、法第9条第1項の規定による補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知において大臣が定める期日までに、その理由を付した書面をもって、大臣に申し出なければならない。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業者は補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届出なければならない。
- 二 地方公共団体が、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争又は随意契約を行うことができる。
- 三 別表5に掲げる区分ごとに事業に要する経費の配分又は同区分別に補助事業者が自ら実施する事業に要する経費と補助事業者が補助金を財源として交付する給付金(以下「間接補助金」という。)の対象となる事業(以下「間接補助事業」という。)に要する経費との間の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合においては、様式3による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 四 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、様式3による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 五 補助事業を中止又は廃止する場合には、様式4による申請書を提出して、大臣の承認を受けなければならない。
- 六 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、様式5により速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 七 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
- 八 補助事業により取得し又は効用の増加した価格が50万円を越える機械及び器具については、施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまでは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について((平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)、以下「承認基準」という。)に定める様式1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては様式2による申請書を大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 九 大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、

その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

十 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

十一 補助事業の経理に当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとし、補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式7による補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

十二 特許権若しくは実用新案権を得ることによって相当の収益が新たに生ずると認められる場合又は第12条の規定による補助金の額の確定後当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部の金額を国に納付せざることがある。

十三 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、様式8により速やかに大臣に報告しなければならない。

なお、大臣に報告があった場合には、当該消費税等相当額を国に納付せざるものとする。

十四 新潟県、熊本県及び鹿児島県は、間接補助金を間接補助事業を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に交付する場合には、第1号から第6号まで及び第8号から第13号までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、第1号、第3号から第6号まで、第9号及び第13号中「大臣」とあるのは「県知事」と、第8号中「大臣に提出し」とあるのは「県知事に提出し」と、第9号、第12号及び第13号中「国」とあるのは「県」と読み替えるものとする。

十五 前号により付した条件に基づき県知事が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

十六 新潟県、熊本県及び鹿児島県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

十七 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国に納付せざることがある。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、翌年度6月末日（前条第5号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日から起算して1ヶ月以内）までに、様式6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

ただし、補助事業者が新潟市を除く市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者である場合は、事業が完了した日（前条第5号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して1ヶ月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式6による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第12条 大臣は、前条の報告を受けた場合には実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第4号に基づく承認をした場合は、この承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、実績報告書の受理後、原則として20日以内に補助金額を確定し、通知するものとする。

- 2 大臣は補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、大臣が定める日までとし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 大臣は、第10条第5号の申請があった場合又は次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法、施行令、本要綱その他の法令又は本要綱に基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までに係る前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第3項の規定を準用する。

（提出書類の経由）

第14条 補助事業者が市町村（指定都市を除く。）、民法法人その他大臣が適当と認める者である場合は、第5条、第6条及び第9条から第11条までの規定により大臣に提出する

書類は、事業を実施する地の属する県を経由するものとする。

(その他)

第15条 特別の事情により第4条、第5条、第6条及び第11条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

申請者医療事業実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、水俣病認定申請者の治療に要した経費の一部を支給することにより、水俣病認定申請者の病状の変化を把握することを目的とする。

(対象者)

第2条 申請者医療事業の対象者（以下本表において「対象者」という。）は、水俣病認定申請者のうち補助事業者が次のいずれかに該当していると認めた者とする。ただし、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）第2の3に定める医療手帳（手帳と同様の効力を有する証明書を含む。）又は水俣病総合対策実施要領（平成8年1月12日環保企第14号環境保健部長通知）第17項に定める保健手帳の交付を受け、当該手帳が効力を有することとなった者を除く。

- 一 要観察者等（認定審査の結果保留となっている者）
- 二 認定申請後1年（旧救済法第9条第1項に定める状態にある者については6月）以上を経過し、かつ、指定地域等に5年以上居住していた者（前号に該当する者を除く。）

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究治療費を支給しない。

- 一 対象者が前条各号に規定する要件に該当しないことが判明した場合
- 二 研究治療費の不正受給があった場合
- 三 その他補助事業者が大臣の同意を得て、適当と認める場合

(研究治療費の支給)

第4条 申請者医療事業の実施は、原則として、対象者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による被保険者又は被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護者又は要支援者に限る。以下本条において同じ。）が医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。）又は薬局（以下「医療機関等」という。）において当該申請者医療事業に係る疾病に関連して医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養を受けたときに、その者に対し、当該療養に要した費用

の額を限度として研究治療費を支給することにより行うものとする。ただし、法令により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。

- 2 医療機関等が対象者に代わって、その者に支給されるべき研究治療費を補助事業者に対し請求してきた場合には、当該補助事業者は前項の規定にかかわらず、当該医療機関等に対し当該研究治療費を支給することができる。
- 3 第1項の研究治療費の額は、「診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第69号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成22年厚生労働省告示第74号）」、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）」により算出した額の合計額から医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額を限度とする。

(在外の対象者に対する研究治療費の支給)

第5条 補助事業者は、対象者（日本国内に居住地及び現在地を有しない者であって、居住国の医療機関において療養を受けたとき（医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。）に支払った費用について、支給を希望する者のうち、補助事業者が研究治療費を支給することが適當であるとあらかじめ認めた者に限る。）が当該申請者医療事業に係る疾病に関連して療養を受けたときに、その者に対し、次に掲げる額を限度として、研究治療費（当該療養に要した費用のうち自己負担した額に限る。）を支給する。

ア 健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養に限る。）又は第3号の指定介護療養施設サービスに相当する療養若しくはサービスを受けたとき

1月につき5万円

イ 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保健施設サービス（緊急時施設療養を除く。）又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスに相当する療養若しくはサービス（アに掲げる療養又はサービスを除く。）を受けたとき

1年につき7万5千円

2 前項に掲げる研究治療費は、月を単位に取りまとめて、支給するものとする。

(その他)

第6条 その他申請者医療事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、胎児性水俣病患者等の地域生活を支援することにより、日常生活に対する不安を取り除き、安心して生活出来る環境を整備することを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する次の各号に掲げる事業並びに市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業とする。

一 地域生活を支援する事業（二の事業を除く。）

イ 胎児性水俣病患者等の地域生活を支援する事業

ロ 胎児性水俣病患者等の地域生活を支援する事業を実施するために必要な機能等を整備する事業（イの事業実施者（事業の委任を受けた者を含む。）が行う事業に限る。）

二 地域生活を支援する施設に係る機能整備・運営事業

胎児性水俣病患者等の地域生活を支援する施設において必要な機能等を整備し、当該施設を運営する事業

(対象者)

第3条 胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業の対象者（以下本表において「対象者」という。）は、原則として公健法第4条第2項の認定を受けた者のうち、胎児性（小児性）水俣病患者とする。

(適用除外)

第4条 前二条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業において支援を受けることができない。

一 対象者又は補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金を受けたことが判明した場合

二 その他大臣が適当と認める場合

(事業の実施基準)

第5条 第2条各号で掲げる対象事業は、次の各号の要件を満たすものとする。

一 第2条第2号で定める事業は、当該地域における福祉計画等の地域の福祉施策との整合を図るものとする。

二 第2条第2号で定める事業にあっては、土地の取得又は整地、既存建物の買収、職員の

宿舎に要する費用及び外構の整備（バリアフリー化等を除く。）は対象事業に含まないものとする。

三 第2条各号で定める事業は、第3条に掲げる要件を満たす者であっても、他の制度における同種のサービスを利用できる者は対象としないものとする。

（その他）

第6条 その他胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

高齢者等の在宅支援事業実施基準

(目的)

第1条 この実施基準は、水俣病発生地域における高齢の水俣病患者等の在宅支援を行うことにより、日常生活に対する不安を取り除き、安心して生活出来る環境を整備することを目的とする。

(対象となる事業)

第2条 水俣病発生地域における高齢者等の在宅支援事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が実施する次の各号に掲げる事業並びに市町村、民法法人その他大臣が適当と認める者が行う次に掲げる事業に対して新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業とする。

- 一 水俣病発生地域における高齢者等の地域生活を支援する事業
- 二 水俣病発生地域における高齢者等の地域生活を支援する事業を実施するために必要な機能等を整備する事業（一の事業実施者（事業の委任を受けた者を含む。）が行う事業に限る。）

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、水俣病発生地域における高齢者等の在宅支援事業において支援を受けることができない。

- 一 対象者又は補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金を受けたことが判明した場合
- 二 その他大臣が適当と認める場合

(事業の実施基準)

第4条 第2条各号で掲げる対象事業は、次の各号の要件を満たすものとする。

- 一 第2条各号で定める事業は、当該地域の福祉施策との整合を図るものとする。
- 二 第2条各号で定める事業にあっては、土地の取得又は整地、既存建物の買収、職員の宿舎に要する費用及び外構の整備（バリアフリー化等を除く。）は対象事業に含まないものとする。
- 三 第2条各号で定める事業は、他の制度における同種のサービスを利用できる者は対象としないものとする。

(その他)

第5条 その他高齢者等の在宅支援事業の実施に関し必要な事項は、大臣が定めるものとする。

水俣病総合対策費補助金算定基準

水俣病総合対策費補助金交付要綱第4条の規定による補助金の交付額は、次により算定するものとする。

- 1 要綱第3条第1項第1号及び第3号から第5号に掲げる事業並びに第6号に掲げる事業のうち、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適當と認める者が実施する事業
 - 一 別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 一により選定された額と第1欄に定める区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 2 要綱第3条第1項第2号に掲げる事業
 - 一 別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 一により選定された額と第2欄の1及び3を合わせた経費並びに2及び4を合わせた経費の別に総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 要綱第3条第1項第6号に掲げる事業のうち、市町村、民法法人その他大臣が適當と認められる者が実施する事業に対し、新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業
 - 一 間接補助事業者別に、別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 間接補助事業者別に、一により選定された額と第1欄に定める区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に掲げる補助率を乗じて算出した額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を選出する。ただし、選出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

るものとする。

- 4 要綱第3条第1項第7号に掲げる事業のうち、新潟県、熊本県、鹿児島県、市町村、民法法人その他大臣が適當と認める者が実施する事業
 - 一 別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 一により選定された額と第2欄の1の経費及び2から4を合わせた経費の別に総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じた額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 要綱第3条第1項第7号に掲げる事業のうち、市町村、民法法人その他大臣が適當と認める者が実施する事業に対し、新潟県、熊本県及び鹿児島県が補助する事業
 - 一 間接補助事業者別に、別表5の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 二 間接補助事業者別に、一により選定された額と第2欄の1の経費及び2から4を合わせた経費の別に総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に掲げる補助率を乗じて算出した額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を選出する。ただし、選出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 1から5までにより算出又は選出された額の合計額を交付額とする。

(別表5)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
健 康	1. 健康診査事業費	(1) 健康診査通知等事務費 環境大臣と協議して承認を得た額	健康診査事業を行うために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	2分の1
		(2) 健康診査記録集計費 次により算定した額の合計額		
		ア. 問診票 環境大臣と協議して承認を得た額		
管 理 事 業		イ. 検診結果登録、集計 環境大臣と協議して承認を得た額		
		(3) 健康診査費 次により算定した額の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えた額	以下の項目に要する検診料 (必須実施項目) 問診等、尿検査(糖、蛋白)、GOT、GP T、γ GTP、HDLコレステロール、LD Lコレステロール、中性脂肪及び血糖又はヘモグロビンA1c (選択実施項目) 尿検査(潜血)、末梢血液一般(RBC、Hb、Hct)、ヘモグロビンA1c、12誘導心電図、眼底、ZTT、ChE、T-Bil、ALP、総蛋白、BUN、尿酸、CPK、LD DH、A/G比、過酸化脂質、血清アルブミン、血清クレアチニン、β2マイクログロブリン、LP(a)、アポ蛋白、HBs抗原、HCV抗体 (ただし、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査を行う場合は、その結果を活用する。また、生化学的検査(I)検査判断料及び血液学的検査判断料は、該当する検査項目を行った場合のみ算定できる。)	
		ア. 問診等 2,700円×実施人数		
		イ. 尿検査(糖、蛋白、潜血) 260円×実施人数		
		ウ. 採血料 110円×実施人数		
		エ. GOT 170円×実施人数		
		オ. GPT 170円×実施人数		
		カ. γ GTP 110円×実施人数		
		キ. HDLコレステロール 170円×実施人数		
		ク. LDLコレステロール 180円×実施人数		
		ケ. 中性脂肪 110円×実施人数		
		コ. 血糖 110円×実施人数		
		サ. ZTT 110円×実施人数		
		シ. ChE 110円×実施人数		
		ス. T-Bil 110円×実施人数		
		セ. ALP 110円×実施人数		
		ソ. 総蛋白 110円×実施人数		
	タ. BUN 110円×実施人数			
	チ. 尿酸 110円×実施人数			
健		ツ. CPK 110円×実施人数		
	テ. LDH 110円×実施人数			
	ト. A/G比 110円×実施人数			

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 助成率
康 管 理 事 業	<p>ナ. 過酸化脂質 180円×実施人数</p> <p>ニ. 血清アルブミン 110円×実施人数</p> <p>ヌ. 血清クレアチニン 110円×実施人数</p> <p>ネ. 生化学的検査(Ⅰ)判断料 1,440円×実施人数</p> <p>ノ. 末梢血液一般(RBC、Hb、Hct) 220円×実施人数</p> <p>ハ. 血液学的検査判断料 1,250円×実施人数</p> <p>ヒ. ヘモグロビンA1c 500円×実施人数</p> <p>フ. 12誘導心電図 1,300円×実施人数</p> <p>ヘ. 眼底 560円×実施人数</p> <p>ホ. β2マイクログロブリン 1,150円×実施人数</p> <p>マ. LP(a) 1,200円×実施人数</p> <p>ミ. アポ蛋白 1,000円×実施人数</p> <p>ム. HBs抗原 290円×実施人数</p> <p>メ. HCV抗体 1,200円×実施人数</p> <p>ただし、エ. からヌ. までについて、1回に採取した血液を用いて5項目以上行う場合は、上記の金額にかかわらず、項目数に応じて次に掲げる金額により算定する。</p> <p>a. 5項目以上7項目以下の場合 1,000円×実施人数</p> <p>b. 8項目以上9項目以下の場合 1,090円×実施人数</p> <p>c. 10項目以上の場合 1,290円×実施人数</p> <p>また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査で実施する項目は、算定の対象にしない。</p>			

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 極 助 率
健 康 管 理 事 業	1. 健康診査事業費	<p>なお、エ、から又、までについて、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査で実施する項目とあわせて、1回に採取した血液を用いて5項目以上行うときは、次に掲げる金額により算定する。ただし、項目数が5項目以上7項目以下である場合は、実施人数にかかわらず、算定を行わない。</p> <p>a. 健康診査で実施する項目を含めた項目数が8項目以上9項目以下の場合 90円×実施人数</p> <p>b. 健康診査で実施する項目を含めた項目数が10項目以上の場合 290円×実施人数</p> <p>(4) 健康診査後の指導 環境大臣と協議して承認を得た額</p> <p>(5) 健康診査結果集計・解析還元体制整備費 環境大臣と協議して承認を得た額</p>		
	2. 健康教室事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
	3. 訪問保健指導事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
	4. メンタルヘルス・ケア事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	
	5. 地域健康管理従事者研修事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
医療事業	1. 給付事業費(下記2にかかる経費を除く。)	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費、療養手当及び離島加算の給付に必要な扶助費	10分の8
	2. 給付事業費(医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに平成17年10月31日以前に保健手帳の交付を受けた者であって、当該者が救済措置への申請をせず、水俣病被害者手帳に切り替えた場合にかかる経費のうち環境大臣の定める経費)	要領の規定による給付に要した額	療養費、はり・きゅう施術費、温泉療養費及び療養手当の給付に必要な扶助費	2分の1
	3. 運営事務費(以下4にかかる経費を除く。)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を行うために必要な共済費、賃金、報償費、旅費、負担金、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、手数料、広告費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10分の8
	4. 運営事務費(医療手帳の交付を受けた者にかかる経費のうち環境大臣の定める経費並びに平成17年10月31日以前に保健手帳の交付を受けた者であって、当該者が救済措置への申請をせず、水俣病被害者手帳に切り替えた場合にかかる経費のうち環境大臣の定める経費)	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を行うために必要な共済費、賃金、報酬費、旅費、負担金、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、手数料、広告費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
申請者医療事業	1. 保留者医療研究費	研究費として環境大臣が定める額	申請者医療事業実施基準第二条第一号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費、研究治療手当、離島手当、精密検診手当、はり・きゅう・マッサージ施術費及び研究治療介護手当の経費	2分の1
	2. 申請者医療研究費	同上	申請者医療事業実施基準第二条第二号に該当する者に対する公害医療研究に必要な研究治療費及びはり・きゅう施術費の経費	

(別表5)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補 助 率
公 害 医 療 事 業	1. 医療研究費	研究費として環境大臣が定める額	公害に係る疾病的医学上の研究に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
水 保 病 檢 診 機 器 整 備 事 業	1. 一般検査検診機器 ・X線診断装置 ・循環整理機能検査装置 ・水銀料測定機器 ・検診解析機器 2. 神経内科精神科検診機器 ・脳波検診機器 ・神経・筋検診機器 ・運動機能分析機器 3. 耳鼻咽喉科検診機器 ・平衡機能検査機器 ・聴力検診機器 ・音声言語検査機器 ・臭覚味覚検査機器 4. 眼科検診機器 ・眼球運動測定機器 ・眼底眼圧測定機器 ・視野屈折調整測定機器 5. 病理検査機器 ・顕微鏡 ・標本包埋薄切装置 6. その他	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる品目を整備するために必要な備品購入費、保守料	2分の1

(別表5)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率
水 保 病 発 生 地 域 医 療 ・ 福 祉 連 携 推 進 事 業	1. 胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業費	(1) 地域生活支援事業 環境大臣と協議して承認を得た額 (2) 地域生活支援施設に係る機能整備・運営事業 環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	10分の8
	2. 高齢者等の在宅支援事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	3. 地域コミュニティ推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	4. 福祉対策推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
水 保 病 発 生 地 域 再 生 ・ 融 和 推 進 事 業	1. 慰霊・もやい直し推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費、修繕費)、役務費(通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	定額
	2. 地域間交流等推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金	10分の8
	3. 環境学習等推進事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	4. 次世代育成支援事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料、筆耕翻訳料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	
	5. フィールドミュージアム事業費	環境大臣と協議して承認を得た額	種目欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	